

お知らせ

軽自動車検査協会検査事務規程において準用している、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正（第33次改正）にて改正された「別添2新規検査等提出書面審査要領」の取り扱いが令和3年4月1日から変更となります。

●変更点

現在、新規検査等届出書の提出を求めている自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更等があった場合、以下の当日書面が追加となります。

① 独立行政法人自動車技術総合機構理事長から指定された事業者

様式 6-1 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書

又は

様式 6-2 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書

② ①以外の事業者

様式 6-2 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書

- ・灯火等を変更又は追加した場合に追加される書面

様式 6-1 (自動車技術総合機構の理事長から指定された事業者)

第 6-1 号様式(別添 2 の 5.関係)

年 月 日

灯火等の取付装置の技術基準適合宣言書

次の自動車に備える灯火器等は、細目告示別添 52 の技術基準に適合していることを宣言いたします。

車名: _____ 型式: _____ 車台番号: _____

理事長が指定する事業者の指定番号: _____

理事長が指定する事業者の名称及び所在地: _____

宣言者の氏名: _____

所属: _____

職名: _____

様式 6-2 (その他)

第 6-2 号様式 (別添 2 の 5. 関係)

年 月 日

灯火等の取付装置の技術基準等適合確認書

次の自動車に備える下記灯火等は、細目告示別添 52、細目告示別添 53 又は UN R53 の技術基準等に適合しております。

車名: _____ 型式: _____ 車台番号: _____

灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの () は任意灯火等を示す。	備付	一般規定	個別規定							備考
			取付位置	個数	幾何学的視認角	方向	電気結線	点灯操作状態表示装置等	その他要件	
走行用前照灯										
すれ違い用前照灯										
(前部霧灯)	()									
(側方照射灯)	()									
後退灯										
方向指示器・非常点滅表示灯	前面									
	側面前部									
	側面中央部									
後面										
(補助方向指示器)	()									
制動灯										
補助制動灯										
番号灯										
車幅灯										
尾灯										
(後部霧灯)	()									
(駐車灯)	()									
(前部上側端灯)	()									
(後部上側端灯)	()									
後部反射器										
前部反射器										
大型後部反射器										
側方反射器	前部									
	中央部									
	後部									
側方灯										
(両端反射材)	()									
(配光可変型前照灯)	()									
(緊急制動表示灯)	()									
(車室外乗降支援灯)	()									
(後面衝突警告表示灯)	()									
(低速走行時側方照射灯)	()									
(昼間走行灯)	()									

※該当若しくは確認したものは○を、該当しない若しくは確認不要のものには-を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地: _____

確認者の氏名: _____